

## 第4章 基本目標ごとの取組

---

質の高い教育・保育の総合的な提供  
地域における子育て支援の充実  
子どもの健やかな成長に向けた支援  
仕事と家庭生活の両立  
子どもの権利を尊重する社会  
子どもと子育てにやさしい地域環境の整備



## 基本目標 1 質の高い教育・保育の総合的な提供

乳幼児期は子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、子どもたちは、生活や遊びの中でさまざまな体験を積み重ね、人として社会で生きていくための、最も基本となることを会得していきます。

この重要な乳幼児期に、子ども一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されること、それぞれの子どもが、その良さや可能性を伸び伸びと発揮すること、人の気持ちを理解し、互いを認め合い共に生きることができるようになるなど、健やかな育ちはすべての大人や社会の願いです。

国の新たな子ども・子育て支援の枠組み（子ども・子育て支援新制度）においても、幼児教育、保育は、生涯にわたる人格形成に極めて重要であるとの考えの下、家庭の就労状況や環境にかかわらず、希望する全ての子どもに対し、質の高い幼児教育と保育を保障する視点から、幼保一体化の推進が進められており、本市においても国制度の動向を踏まえた検討を行っていく必要があります。

また、ニーズ調査の結果からは、幼児教育への関心の高さが伺えます。

### （1）就学前環境の整備

#### 【 現状と課題 】

- 新制度では、地域における保育・教育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められます。
- 名瀬地区では、待機児童が発生しており、教育・保育施設の確保が必要となります。  
住用地区は、3カ所あるべき地保育所において、3歳未満児保育を実施していないため、3号認定の確保方策が必要となり、また1号認定においても確保方策が必要となります。
- 計画的、効果的な質の向上  
保育所、幼稚園、認定こども園が、入所・入園している児童の保育・教育のみならず、地域の子育て・家庭への支援も充実させていくために、保育士・幼稚園教諭などの資質、専門性を高めることが必要です。
- 保幼小のネットワーク化の推進  
保育所や幼稚園、認定こども園は、小学校以降の教育や生活につながることを踏まえ、発達や学びの連続性に配慮した保育・教育を行う必要があります。  
小学校生活に滑らかに適応できるように保育所や幼稚園、認定こども園、小学校が連携した取り組みが必要となります。

## 【 具体的施策の取組 】

<b>施策</b>	<b>認可保育所・認定こども園の設置・運営</b>
施策内容	認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者の労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり保育所での保育を実施します。 また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。子育て相談や親子の交流の場も用意されていて、園に通っていないなくても利用できます。 今後も、希望する保育施設を利用できるように、認可保育所の整備と保育内容の充実を実施すると共に、認定こども園の設置を積極的に推進します。
担当課	福祉施策課・いきいき健康課・市民福祉課・教委総務課・学校教育課
<b>施策</b>	<b>保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上</b>
施策内容	関係機関との連携のもと、保護者のニーズや新しい時代に応じた教育等に対応できるよう職員の研修を実施します。 保育士・教諭不足の問題に対応するため、保育士・幼稚園教諭(正職員)の確保及び処遇改善に努めます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課・教委総務課
<b>施策</b>	<b>子ども・子育て会議の推進</b>
施策内容	教育・保育施設におけるサービス向上に向けた取組を促進するため、子ども・子育て会議による専門的かつ客観的な立場からの評価をし、保護者ニーズに対応するよう、施設の利用定員数の適正化を図ります
担当課	福祉政策課
<b>施策</b>	<b>幼・保・小の連携推進</b>
施策内容	幼稚園、保育所などの幼児教育から学校教育へのスムーズな接続を図るため、幼保小連合会や研修会等を充実させていきます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課・学校教育課
<b>施策</b>	<b>受入児童の拡充</b>
施策内容	保護者ニーズに対応するよう、市内(特に名瀬地区)施設の利用定員数の適正化を図り、待機児童の解消に努めます。
担当課	福祉政策課

<b>施策</b>	<b>認可保育所等の保育環境の整備</b>
施策内容	保育環境の改善を図るため、認可保育所等の遊具（ブランコ、滑り台等）、保育備品（絵本、楽器等）の整備に努めます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課



## (2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

### 【 現状と課題 】

- 子どもたちの個性と可能性を重視し、現在、各学校において「生きる力」を育むための教育活動が推進されるとともに、奄美のよさを学ぶ特色のある教育活動の展開が期待されており、今後も継続して「生きる力」を育むための教育活動を推進していきます。

### 【 具体的施策の取組 】

<b>施策</b>	<b>地域が育む「かごしまの教育」県民週間の充実</b>
施策内容	各学校において創意工夫の取組がなされ、学校教育・家庭教育に対する理解を深めるよき機会となっています。引き続き取り組んでいきます。
担当課	学校教育課
<b>施策</b>	<b>「開かれた教育行政」「開かれた学校」づくりの推進</b>
施策内容	学校評議員制は、双方向での情報の交流がなされ、学校経営の充実に役立っており、継続して取り組みます。 教育情報誌や学校便り等において各学校の教育活動紹介を継続的に行い、情報発信に努力していきます。
担当課	学校教育課
<b>施策</b>	<b>小規模校入学特別認可制度の運用</b>
施策内容	小規模校ならではのよさを生かした学習機会の提供、小規模校の教育活動の活性化という点から特認校制度は有効であり、今後も引き続き取り組んでいきます。
担当課	学校教育課
<b>施策</b>	<b>各学校の特色を生かした教育活動の推進</b>
施策内容	奄美の自然・文化・伝統等にふれ、郷土（地域）を知る視点から「特色ある教育活動」は有効であり、今後も活動を推進します。
担当課	学校教育課
<b>施策</b>	<b>環境教育の推進</b>
施策内容	自然の有効活用や保護及び資源の再利用（リサイクル）などについての理解を深め、世界自然遺産登録に向けた環境教育の推進に努めます。
担当課	学校教育課

## 基本目標2 地域における子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていく必要があります。

全ての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取組を計画的に進める必要があります。名瀬地区においては待機児童の解消が喫緊の課題です。

### (1) 地域における子育てサービス

#### 【 現状と課題 】

- 認可保育所で行われている通常サービスはもちろんのこと、低年齢児保育の充実や就労形態と子どもの状況に応じた多様な保育体制（病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、障害児保育、等）の整備・充実が求められています。
- 認定こども園の普及  
認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることや、将来の教育・保育需要に柔軟に対応するため、認定こども園への移行の促進を予定しています。
- ひとり親、共働き等で就学前に保育サービスを利用していた家庭が、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になることから、名瀬及び住用地区では「放課後児童クラブ」を実施しています。笠利地区での実施と、名瀬地区での利用者が増加傾向にありますので、その対応が課題となります。
- 本市では、名瀬地区において「地域子育て支援拠点事業」、「病児・病後児保育」を実施していますが、住用及び笠利地区においては実施していません。

#### 【 具体的施策の取組 】

<b>施策</b>	<b>放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）</b>
<b>施策内容</b>	就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の小学校児童に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。 事業対象が、概ね10歳程度までであった年齢を小学校6年生まで引き上げ、現行の設置個所を維持しながら住民ニーズに対応します。
<b>担当課</b>	福祉政策課・市民福祉課・いきいき健康課

<b>施策</b>	<b>病児・病後児保育</b>
施策内容	<p>児童が病気により、集団保育の困難な期間、病院または保育所において一時的に預かる事業です。</p> <p>保護者のニーズも多いため、事業実施体制の確保に努めます。</p>
担当課	福祉政策課
<b>施策</b>	<b>一時預かり事業（一般型・幼稚園型）</b>
施策内容	<p>一時預かり事業（一般型）は、保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどをする場合に、保育所・認定こども園などで一時的に子どもを保育する事業です。</p> <p>新たに施行される子ども・子育て支援法においては、「保育の必要性」について、保護者の就労時間について下限時間を設けることとされており、保護者の就労時間が下限時間（48時間）未満のお子さんは、「一時預かり事業」にて確保するため、事業の拡充を図っていきます。</p> <p>一時預かり事業（幼稚園型）は、新制度に移行した幼稚園が、幼児教育に関する通常の教育課程に係る時間帯以外に幼稚園で保育を行う事業で、私立幼稚園での実施を推進します。</p>
担当課	福祉政策課・いきいき健康課
<b>施策</b>	<b>幼稚園預かり保育事業</b>
施策内容	<p>幼稚園において、幼児教育に関する通常の教育課程に係る時間帯以外に保育を行う事業で、新制度に移行しない私立幼稚園において実施します。</p> <p>現在、奄美市の私立幼稚園で実施しています。公立幼稚園は、認定こども園の一時預かり事業（幼稚園型）について推進します。</p>
担当課	教委総務課・福祉政策課
<b>施策</b>	<b>地域子育て支援センター事業</b>
施策内容	<p>地域で子育てを支援する基盤の核として、子育て相談等の地域支援を行う事業です。今後も現状のサービスを継続するとともに、より住民のニーズに応えられるよう、新たな取り組みの検討を進め、より親子が集いやすい事業を行ないます。</p>
担当課	福祉政策課
<b>施策</b>	<b>延長保育サービスの充実</b>
施策内容	<p>保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。</p> <p>新たに施行される子ども・子育て支援法においては、保育時間を「保育標準時間」及び「保育短時間」の2区分に設定されており、今後、利用増加が見込まれることから、後段の「量の見込み及び確保方策」に基づいて拡充を図っていきます。</p>
担当課	福祉政策課・いきいき健康課



<b>施策</b>	<b>利用者支援事業</b>
施策内容	子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談などを行う事業です。 国の動向を踏まえ、今後事業の実施を検討します。
担当課	福祉政策課・健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>ファミリー・サポート・センター事業</b>
施策内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 平成27年度より事業実施予定です。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>地域型保育事業</b>
施策内容	新制度において、市町村による認可事業「地域型保育事業」が始まります。 奄美市においても、待機児童解消を図るため及び子どもが減少している地区などで、地域型保育事業の実施を強く推進します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>子どもの個性に合った子育ての実施</b>
施策内容	ペアレント・プログラム(保護者が子育てがうまくいかないと感じたり、子どもの発達が気になった段階での、最初のステップとして開発された子育てを学ぶプログラム)を実施し、保護者等が自信を持って自分の子どもの個性に合った子育てができるよう支援します。
担当課	福祉政策課



## (2) 家庭や地域の教育・保育力の向上

### 【 現状と課題 】

子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域の様々な資源を活用して、奄美市全体で子育てを支援していく仕組みづくりを図ります。

### 【 具体的施策の取組 】

<b>施策</b>	<b>「ふるさと教師」の積極的な活用</b>
施策内容	奄美市人材バンクや各学校で作成している人材バンクを参考にして、地域の人材を、授業や学校行事・スポーツ少年団・部活動等で積極的に活用し、より専門的な知識や技能を生かし、児童生徒の興味関心を高め、学校の活性化を図ります。
担当課	生涯学習課・地域教育課
<b>施策</b>	<b>ふるさと体験留学の実施</b>
施策内容	市街地の大規模校から郊外の小規模校へ児童を一定期間留学させ、児童の交流を通して「奄美の豊かな自然やふるさとの心」にふれると同時に、小規模校の活性化を図っていきます。
担当課	学校教育課
<b>施策</b>	<b>指導者養成講座の充実</b>
施策内容	スポーツ・レクリエーション活動の一層の普及を図るため、スポーツ指導者及び指導者養成のための講座等を充実させる事業です。 指導者を統括し、各学校との架け橋になるコーディネーターを配置して、子どもたちの健全育成の基盤となる学校を支える体制づくりについて検討します。
担当課	スポーツ推進課・生涯学習課・地域教育課
<b>施策</b>	<b>家庭における読書活動の推進</b>
施策内容	「奄美市読書活動推進計画」をもとに各関係機関との連携により推進を図っていきます。
担当課	生涯学習課・地域教育課

<b>施策</b>	<b>子育て支援ネットワーク事業の推進</b>
施策内容	子育て支援の充実を図るために、家庭・学校・幼稚園・保育所（園）・子育てサークル・関係機関・関係団体などによる子育て支援ネットワークを形成し、様々な事業の実施を検討します。 今後、関係機関・関係団体との具体的な連携について検討を進め、連携強化に努めます。
担当課	福祉政策課・健康増進課
<b>施策</b>	<b>子育てサークル等への活動の支援</b>
施策内容	公民館や児童館、児童センター等において、絵本の読み聞かせ会など子育てサークルが活動する場所の提供を行っており、今後も継続して活動の支援を行っていきます。
担当課	福祉政策課
<b>施策</b>	<b>地域活動事業の充実</b>
施策内容	各保育所において地域の高齢者や中・高校生などを含めた地域住民との世代間交流を促進する取組を行っており、今後も継続して取り組みます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>子育てにやさしい地域づくり</b>
施策内容	地域ぐるみで子どもの誕生、成長を祝い、官民一体となって地域で子育てする機運を高めることで、子育てにやさしい地域づくりを進めていきます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>子育て情報の一元化及び情報提供</b>
施策内容	保健、医療、福祉、教育等の子育て情報を一元化し、子育てマップや情報誌、ホームページ等でより効果的に情報提供できるようにします。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

### (3) 親の不安や課題の軽減・地域との連携

#### 【 現状と課題 】

子どもに基本的な生活習慣や生活能力、基本的倫理観、社会的なマナーを身につけさせるとともに、自立心や人に対する思いやり、豊かな情操を育むなど、子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者にあります。

しかしながら、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、多様な手段で気軽に相談できる環境を整えることが必要です。

#### 【 具体的施策の取組 】

<b>施策</b>	<b>家庭教育に関する学習機会の充実</b>
施策内容	小学校・中学校及び幼稚園のPTA保護者会に対して家庭教育学級開催を推進しています。 しかし、各学校の家庭教育学級主事（主に教頭）との連携不足や参加者の固定化などの課題があるため、今後は、実施体制を見直し魅力ある家庭教育学級にしていくための支援を充実させていきます。 また、職場における家庭教育講座開催などを参加しやすい学習機会提供の在り方を工夫していきます。
担当課	生涯学習課・地域教育課
<b>施策</b>	<b>母子保健推進員活動</b>
施策内容	地域の中で、妊産婦や乳幼児をもつ保護者の身近な相談相手として、声かけや赤ちゃん訪問を行い、母親と行政の橋渡しをしています。人数が不足しており、推進員がいない地区もあります。また、地域のつながりが薄い市街地においては、活動が広がりにくいので、取り組みの仕方についても工夫していきます。
担当課	健康増進課
<b>施策</b>	<b>民生委員・児童委員活動</b>
施策内容	地域の中で、身近な相談相手として、母親等と行政の橋渡しをしています。 幼児期から思春期まで成長を見守りながら、身近な相談相手として活動を継続していきます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課・健康増進課

## 基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた支援

子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取組などを進めます。

### (1) 子どもと母親の健康の確保

#### 【現状と課題】

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるためには、特に母親の健康状態と密接な関係があることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるように支援することが必要となります。

健やかな妊娠・出産・子育てを推進し、支援するため健診・相談・教室などの事業を行います。

#### 【具体的施策の取組】

<b>施策</b>	<b>妊婦健康診査</b>
施策内容	母子健康手帳の交付を行い、安全安心なお産に臨むため、保健指導を行っています。また、妊婦健康診査の普及・徹底を図るため、早期の妊娠届出を促進し、異常の早期発見や早期対応・疾病の予防ができるよう制度の周知を行っています。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業</b>
施策内容	平成26年度より乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業を実施しており、母子保健推進員・保健師等が生後2～4ヶ月の家庭を訪問し、乳幼児健診や子育て情報の紹介を行うとともに子育て状況の聞き取りや養育状況の確認を行い、虐待を未然に防ぐ取り組みを行っています。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>乳幼児健診</b>
施策内容	乳幼児を対象に、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施しています。 受診率の向上に努めるとともに、未受診児や要フォロー児の対応について関係機関と連携を取りながら強化に努めていきます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

<b>施策</b>	<b>母子健康相談</b>
施策内容	保健センターにおいて、育児相談や子育て情報の提供を行っている他、乳幼児期からの親子のかかわりの大切さについて伝えています。 今後も、気軽に相談できるよう配慮しながら、多様化する不安に対応し、保護者が子育てを楽しめるよう、関係機関と協力しながら支援していきます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

<b>施策</b>	<b>ブックスタート事業の実施</b>
施策内容	すべての赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、その絵本を介して暖かなぬくもりの中でやさしく語りかけることの大切さを知るきっかけづくりと、心やすらぐ楽しい子育ての時間を持ってもらうことにより、子育てを支援することを目的に実施します。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

<b>施策</b>	<b>子育てフォロー教室</b>
施策内容	健診や相談において発達に支援が必要な幼児と保護者を対象に遊びの教室を開催しています。フォローが必要なことを保護者が受け入れられず、なかなか参加に結び付かないケースもあることから、子育ての困難さについて保護者と一緒に考え、参加しやすく、継続して参加できる教室づくりに努めていきます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

<b>施策</b>	<b>子育て講演会</b>
施策内容	子育てに関することをテーマに、講師を依頼し、講演会を開催しており、今後も子育てに関する講演会を実施し充実させていきます。
担当課	健康増進課

<b>施策</b>	<b>やちやぼう発達相談</b>
施策内容	市内認可保育所・市立幼稚園を訪問して、保護者からの発育発達について相談を受けています。 子どものかかわり等についても保護者・保育士と一緒に考え、より良い支援につなげていきます。
担当課	健康増進課

## (2) 食育の推進

### 【 現状と課題 】

「食育」とは「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、望ましい食生活を実践することができる人を育てることです。特に幼児期や、児童期は「食べること」に興味・関心の強い時期であり、また学習する大事な時期です。子どもたちが健全な食生活を実践できるように、家庭や関係団体が連携・協力をしながら食育の推進に取り組んでいく必要があります。

### 【 具体的施策の取組 】

<b>施策</b>	<b>食に関する指導の推進</b>
施策内容	栄養バランスのとれた食事や、旬・地域の食材・献立の工夫など「給食の時間」の指導を充実するとともに、栄養教諭・学校栄養職員の授業への活用により、食に関する指導の充実を図ります。
担当課	学校教育課
<b>施策</b>	<b>栄養相談・栄養教育</b>
施策内容	離乳食で悩んでいる保護者もおり、乳幼児・児童やその保護者を対象に、今後も、栄養相談・栄養教育を行い、正しい知識の普及と「食」の大切さを伝えるよう努めます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>教育・保育施設における食育の推進</b>
施策内容	教育・保育施設において、保育教育の一環として、食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣の形成を今後も推進していきます。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課・学校教育課
<b>施策</b>	<b>奄美の食材の積極的な活用</b>
施策内容	生産組合・生産者・市場関係者・学校栄養職員・給食調理員などによる情報交換会を今後も開催し、より多くの地元産の農産物等が、学校給食に納入できるよう地産地消の推進に努めます。
担当課	学校教育課・福祉政策課

### (3) 思春期対策の充実

#### 【 現状と課題 】

思春期は、過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく、喫煙や飲酒、性に関する問題行動や、最近問題となっている薬物乱用まで、子どもたちを取り巻く状況は決して楽観視できるものではありません。

思春期の子どもたちが、これらのリスクについて理解し、適切な対応を取ることができるようになるため家庭・学校・地域が一体となって見守ることが大切です。

#### 【 具体的施策の取組 】

<b>施策</b>	<b>思春期保健対策の充実</b>
施策内容	喫煙・薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題のケアなどの健康課題に対応するため、学校・家庭・地域の関係機関との連携した取り組みの充実に努めます。
担当課	学校教育課・健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>相談活動の運営と協力</b>
施策内容	教育相談室や保健室の機能を有効に活用し、適切に教育相談活動を行っており、今後も、事業の継続実施に努めます。
担当課	学校教育課





## 基本目標4 仕事と家庭生活の両立

現在の少子化の背景には、働き方を巡る様々な課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

また、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

このような状況のもと、男女がともに子育てを担い、仕事と家庭生活の両立を支援するため、「ワーク・ライフ・バランス」を、子育て家庭・事業所・地域全体で推進していくことが求められています。

### 【現状と課題】

- 夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められています。
- 企業にとって、仕事と家庭生活の両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいいため、取組への動機づけが難しい状況にあります。
- 認定こども園の普及  
認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、将来の教育・保育需要に柔軟に対応するため、認定こども園への移行の促進を予定しています。
- 3歳未満の児童の保育枠の拡大  
今般、特に3歳未満の児童の保育の需要が増加している中で、弾力的な運用だけでなく、年齢別定員の見直しや地域型保育事業の実施並びに幼保連携型認定こども園の普及促進による子育てと仕事の両立の支援が必要です。
- 延長保育の推進  
勤務形態の多様化による保育時間延長の需要に対応するため、延長保育を行う施設の拡充を図る必要があります。
- 一時預かり  
保護者の短時間の就労・就学や幼稚園を希望する保護者の就労などを支援するため、幼稚園での通常の教育時間外の預かり保育事業の体制整備が望まれています。
- 放課後児童クラブの充実  
保護者の就労などにより放課後の保育に欠ける児童の安全を守り、遊びや集団生活の中で協調性や社会性を養えるような事業体制(対象児童・設置面積等)が必要となります。

## (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

### 【 現状と課題 】

夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められていますが、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

企業にとっては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいいため、取組への動機づけが難しい状況にあります。

### 【 具体的施策の取組 】

<b>施策</b>	<b>ワーク・ライフ・バランスについての啓発</b>
施策内容	事業所及び従業員双方に効果をもたらすワーク・ライフ・バランスについて啓発を行い、長時間労働の抑制、多様な働き方を認め合う働きやすい職場環境づくりの推進を働きかけます。
担当課	市民協働推進課・商水情報課
<b>施策</b>	<b>男性の育児休業取得の推進</b>
施策内容	男性の育児休業取得を推進するため、今後も、事業所及び従業員に対して啓発を行い、育児休業制度の普及・定着を図ります。
担当課	市民協働推進課・商水情報課
<b>施策</b>	<b>男性の家事参加促進のための啓発</b>
施策内容	従来女性の役割と捉えられがちであった家事・育児・介護等に男性が積極的に参加するよう啓発に努め、男女が共に責任を果たす家庭づくりを提唱します。
担当課	市民協働推進課
<b>施策</b>	<b>奄美市男女共同参画基本計画の啓発</b>
施策内容	「奄美市男女共同参画基本計画」に基づき、男女の不平等の是正に向けた取り組みを推進していきます。
担当課	市民協働推進課

## (2) 仕事と子育ての両立の推進

### 【 現状と課題 】

子育ての第一義的な責任は保護者にあり、可能な限り子どもと一緒にいる時間を大切に  
する子育てを中心とした働き方や生き方について考えることが必要です。

一方、景気の影響などにより共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズな  
どの就労形態の多様化に対応できるよう、延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保  
育サービスの充実が求められています。

### 【 具体的施策の取組 】

<b>施策</b>	<b>働く時間の見直し</b>
施策内容	事業所に対して時間外労働の縮減等、働く時間の見直しを推進し、子育てと仕事 が両立しやすい就労環境ができるよう積極的に情報提供していきます。
担当課	商水情報課
<b>施策</b>	<b>育児休業取得の推進</b>
施策内容	育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行います。
担当課	市民協働推進課・商水情報課
<b>施策</b>	<b>放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【再掲】</b>
施策内容	就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の小学校児童に、遊びや生活の場を 与えることによって健全育成を図る事業です。 事業対象が、概ね10歳程度までであった年齢を小学校6年生まで引き上げ、現 行の設置個所を維持しながら住民ニーズに対応します。
担当課	福祉政策課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>病児・病後児保育【再掲】</b>
施策内容	児童が病気により、集団保育の困難な期間、病院または保育所において一時的に 預かる事業です。 保護者のニーズも多いため、事業実施体制の確保に努めます。
担当課	福祉政策課

**施策****一時預かり事業（一般型・幼稚園型）【再掲】**

## 施策内容

一時預かり事業(一般型)は、保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどをする場合に、保育所・認定こども園などで一時的に子どもを保育する事業です。

新たに施行される子ども・子育て支援法においては、「保育の必要性」について、保護者の就労時間について下限時間を設けることとされており、保護者の就労時間が下限時間(48時間)未満のお子さんは、「一時預かり事業」にて確保するため、事業の拡充を図っていきます。

一時預かり事業(幼稚園型)は、新制度に移行した幼稚園が、幼児教育に関する通常の教育課程に係る時間帯以外に幼稚園で保育を行う事業で、私立幼稚園での実施を推進します。

## 担当課

福祉政策課・いきいき健康課

**施策****幼稚園預かり保育事業【再掲】**

## 施策内容

幼稚園において、幼児教育に関する通常の教育課程に係る時間帯以外に保育を行う事業で、新制度に移行しない私立幼稚園において実施します。

現在、奄美市の私立幼稚園で実施しています。公立幼稚園は、認定こども園の一時預かり事業(幼稚園型)について推進します。

## 担当課

教委総務課・福祉政策課

**施策****延長保育サービスの充実【再掲】**

## 施策内容

保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。

新たに施行される子ども・子育て支援法においては、保育時間を「保育標準時間」及び「保育短時間」の2区分に設定されており、今後、利用増加が見込まれることから、後段の「量の見込み及び確保方策」に基づいて拡充を図っていきます。

## 担当課

福祉政策課・いきいき健康課



## 基本目標5 子どもの権利を尊重する社会

様々な事情により支援の必要性が高い全ての子どもに対して、家族はもとより、地域や行政を含むすべての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

国は平成6年に子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准しました。また、平成25年には「いじめ防止対策推進法」が施行され法的整備が進んでいます。

いじめや不登校、引きこもりなど、子どもをめぐる問題は数多くあり、これらの課題に対して適切な対応が迅速にできるよう体制を整えていく必要があります。

さらに、障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。

対象となる障がい種別は多様化、複雑化していますが、それらに対応できる体制を整えていく必要があります。

### （1）児童虐待防止対策の充実

#### 【現状と課題】

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和などの家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や子どもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生するため、関係機関が家族の抱える課題について一体となって家庭を支援することが大切です。

#### 【具体的施策の取組】

<b>施策</b>	<b>児童虐待防止ネットワーク会議の整備</b>
施策内容	平成21年2月に守秘義務が課された「要保護児童対策地域協議会」が整備されたことにより、児童虐待問題に関する各関係機関から円滑に情報が提供され、迅速な対応が図られるようになりました。 児童虐待問題に対応するため福祉、保健、医療、教育、司法など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し早期対応を図ります。
担当課	福祉政策課
<b>施策</b>	<b>児童相談の充実</b>
施策内容	家庭相談員を配置し、家庭における問題の解決を図るため、専門機関とも連携を図り支援が途切れることのないよう対応に努めます。
担当課	福祉政策課

<b>施策</b>	<b>緊急一時保護</b>
施策内容	緊急一時保護が必要な児童に対し、児童相談所と連携を図り保護が必要な児童の対応に努めます。
担当課	福祉政策課

## (2) 被害に遭った子どもの保護の推進

### 【現状と課題】

いじめ、虐待、犯罪等で被害を受けた子どもの心のケアを図るとともに、具体的な指導、支援を行うため、諸機関が連携した多様な手段できめの細かい対応を整えます。

### 【具体的施策の取組】

<b>施策</b>	<b>教育相談の充実</b>
施策内容	スクールカウンセラーや適応指導教室相談員、スクールソーシャルワーカーを中心に教育相談等の対応を行っており、今後も学校や関係機関と連携を図りながら推進していきます。
担当課	学校教育課

<b>施策</b>	<b>保護者・地域との連携による児童相談の推進</b>
施策内容	いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや保護者へのカウンセリング等について、児童相談所、しらゆりの寮、ゆずり葉の郷などの関係機関とも連携し、今後も立ち直りの支援を実施します。
担当課	福祉政策課



### (3) ひとり親家庭等の支援の推進

#### 【 現状と課題 】

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

母子家庭の母等の就業に向けた資格取得を支援するため、母子家庭等自立支援給付金事業を活用し、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所等と連携し、効果的に行う体制の充実に努めています。

また、母子（父子）（寡婦）福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう支援しています。

ひとり親家庭への支援については、母子（父子）（寡婦）福祉資金貸付事業やひとり親家庭等日常生活支援事業等、県の施策を活用することや県との連携でより一層の支援の充実に図ることが必要です。

#### 【 具体的施策の取組 】

<b>施策</b>	<b>生活援助対策事業の推進</b>
施策内容	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費助成等の支援を今後も継続して実施します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>母子生活支援施設入所</b>
施策内容	保護の必要が認められる（自立が困難等）母子家庭または母子家庭に準じる家庭に対して入所の支援を行っています。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>相談体制の充実や情報提供</b>
施策内容	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を行います。 家庭児童相談室に2名の相談員を配置しており、今後も相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を強化していきます。
担当課	福祉政策課
<b>施策</b>	<b>保育所への優先入所等</b>
施策内容	ひとり親世帯等の家庭環境を考慮し優先的に入所を検討します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課

## (4) 障がい児施策の充実

### 【 現状と課題 】

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、障害のない子どもと共に成長できるように配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育、教育に努める必要があります。

### 【 具体的施策の取組 】

<b>施策</b>	<b>奄美地区地域自立支援協議会こども部会</b>
施策内容	奄美地区地域自立支援協議会を中心に、障害のある子どもができるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、関係機関との情報の共有化や相談支援事業所との連携を図りながら、障害に対する気づきから障害受容、療育を経て就学・就労に至るまでの一貫した療育システムの構築を目指します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受入</b>
施策内容	子どもの状況に応じた保育・教育を実施する観点から、保護者との相互理解や専門機関からの助言等を得ながら、支援のための計画を個別に作成し、ライフステージごとの情報の共有を図り、長期的な視点からフォロー体制を強化していきます。「放課後等デイサービス」の利用拡充を図ります。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>相談支援体制の充実</b>
施策内容	一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、大島児童相談所、チャレンジサポート奄美等の相談機関に繋ぐなど適切な保育・教育的支援が実現するように、ワンストップ窓口の整備を検討します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課・教委総務課・地域教育課
<b>施策</b>	<b>障がい児保育</b>
施策内容	幼稚園・保育所においては、児童発達支援センター（のぞみ園）、大島養護学校及び小学校等と連携をとりながら、子どもの心身の発達が促進されるよう取り組んでいます。 また、平成22年度から集団保育が可能な障害児（軽度を含む）を受け入れている私立保育所に対して、保育士を加配するための障害児保育事業を実施し、障害児の受入促進と処遇の向上を図っており、今後も受け入れ態勢の充実を図ります。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・学校教育課



<b>施策</b>	<b>乳幼児健診【再掲】</b>
施策内容	乳幼児を対象に、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施しています。 受診率の向上に努めるとともに、未受診児や要フォロー児の対応について関係機関と連携を取りながら強化に努めていきます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>子育てフォロー教室【再掲】</b>
施策内容	健診や相談において発達に支援が必要な幼児と保護者を対象に遊びの教室を開催しています。フォローが必要なことを保護者が受け入れられず、なかなか参加に結び付かないケースもあることから、子育ての困難さについて保護者と一緒に考え、参加しやすく、継続して参加できる教室づくりに努めていきます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>児童発達支援センターとの連携による早期療育の実施</b>
施策内容	早期発見、早期発達支援が重要とされる発達障害について、児童発達支援センター（のぞみ園）と妊婦健診や乳幼児健診等の情報を共有・連携し、早期療育の実施に努めます。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>発達障害支援対策に向けたスタッフの資質向上</b>
施策内容	自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害を含む障がい児については、障がいの特性に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を養うため、専門家等の協力も得ながら、幼稚園教諭・保育士等の資質向上に向けた講習会等の支援を行います。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課
<b>施策</b>	<b>特別支援教育の充実及び関係機関との連携</b>
施策内容	発達障害の特性ある子どもについては、特別支援学級の充実とともにインクルーシブ教育システムの構築に努めます。また、移行支援シートの活用や幼保小連絡会及び特別支援教育連携協議会等により関係機関との連携を図ります。
担当課	福祉政策課・学校教育課
<b>施策</b>	<b>集団教育・保育が困難な子どもに対する支援</b>
施策内容	幼稚園や保育所での集団教育・保育等による対応が困難な児童のケースについては児童発達支援センターでの療育や訪問看護を行いなどできる限り支援を行います。
担当課	健康増進課・いきいき健康課・市民福祉課

## (5) 子育て家庭の経済的負担軽減

### 【 現状と課題 】

子ども一人ひとりが、家庭の経済的な状況にかかわらず、将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと成長していくための環境を整えます。

### 【 具体的施策の取組 】

施策	保育料の軽減
施策内容	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育料の軽減を実施します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課

  

施策	児童手当
施策内容	家庭における生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、児童を養育している保護者に児童手当を支給します。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

  

施策	乳幼児医療費助成
施策内容	乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健康の保持・増進を図ります。
担当課	福祉政策課・いきいき健康課・市民福祉課

## 基本目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。

### (1) 良質な居住環境の確保

#### 【現状と課題】

ベビーカーや荷物などの階段昇降をはじめ、最近では、赤ちゃんや子どもの声が生体騒音と捉えられるなど子育て家庭の居住環境には多くの制約があり、良質なファミリー向け賃貸住宅の確保などの取組が必要です。

また、親子がともに楽しい時間を過ごすことのできる居住環境整備を進めていきます。

#### 【具体的施策の取組】

<b>施策</b>	<b>居住環境の確保</b>
施策内容	今後も、地域の実情を踏まえ子育て支援に配慮した公営住宅の整備を行うとともに、奄美市総合計画に基づき、居住建物を含めた総合的なまちづくりに取り組めます。
担当課	建築住宅課等
<b>施策</b>	<b>公園の環境整備</b>
施策内容	子どもの安全な遊び場を確保するために、適正な維持管理を行うとともに、計画的な施設の更新を図っていきます。
担当課	都市整備課等



## (2) 安全・安心のまちづくりの推進

### 【 現状と課題 】

子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるまちづくりを推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、道路、公共施設等におけるスロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化や危険防止のための手すりの設置などの取り組みを進め、子育て家庭の外出を支援します。

また、子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないように、交通安全施設の整備、交通安全教室等を引き続いて行っていきます。

### 【 具体的施策の取組 】

<b>施策</b>	<b>生活道路での安全確保</b>
施策内容	通学路や生活道路での安全確保のため、警察署と連携し、交通安全施設の整備や車両の進入抑制・速度抑制を図ります。
担当課	土木課
<b>施策</b>	<b>交通事故防止対策</b>
施策内容	道路管理者が設置する道路照明灯のほか、街灯設置及び維持補助金交付要綱及びまち灯り設置事業により、防犯灯、街灯等を設置して、夜間における犯罪の防止、通行の安全を図ります。 また、見通しの悪い交差点にカーブミラーを設置し、交通事故防止を図ります。
担当課	土木課・市民協働推進課
<b>施策</b>	<b>公共施設等のバリアフリー化の促進</b>
施策内容	公共施設等において、スロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化や危険防止のための手すりの設置、子育て世帯が安心して利用できるトイレ等の整備を要望していきます。 また、「あまみ子育てマップ」や「奄美バリアフリーマップ」の作成・配布を行い、子育て支援サイトを開設するなど、今後も情報の提供を推進します。
担当課	福祉政策課
<b>施策</b>	<b>交通安全教室</b>
施策内容	子どもたちを交通事故から守るため、小学1年生全員を対象に各学校を巡回し、交通安全教室を実施するとともに、幼稚園・保育所・小学校・中学校等の要望に応じて交通安全教室の開催を実施します。
担当課	市民協働推進課

### (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

#### 【 現状と課題 】

安全で住みよいまちづくりは、すべての住民の願いではありますが、複雑多様化する社会において犯罪はますます巧妙化、増加傾向にあります。

子どもたちを取り巻く環境は、乱暴や性的いたずら目的の犯罪事例なども多発しており、これらを防ぐため、保護者やP T A等の学校関係者、地域が連携し、犯罪防止対策に取り組む必要があります。

#### 【 具体的施策の取組 】

<b>施策</b>	<b>防犯体制の充実</b>
施策内容	安全で安心なまちづくりのため、警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します。
担当課	市民協働推進課・学校教育課・生涯学習課
<b>施策</b>	<b>防犯に関する普及啓発活動の実施</b>
施策内容	安全・安心なまちづくりのため、住民との協働により防犯に関する普及啓発活動を行います。
担当課	市民協働推進課
<b>施策</b>	<b>保護者・地域との連携による防犯活動の推進</b>
施策内容	保護者や地域の住民・学校・警察等が連携し「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。
担当課	市民協働推進課・生涯学習課



## (4) 子どもを取巻く有害環境対策の推進

### 【 現状と課題 】

パソコンや携帯電話の急速な普及により、インターネットの掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用によるいじめやトラブルなど、大人から見えにくい形での新たな有害環境課題が発生しています。

また、子どもたちの身近な場所において、性や暴力等に関する情報が容易に入手できる環境にあり、子どもに対する悪影響が懸念されています。

インターネット上の有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト・サービスなどの普及に努めるとともに、地域や学校、家庭における情報モラル教育の推進に取り組み、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

### 【 具体的施策の取組 】

施策	青少年育成推進活動の充実
施策内容	各学校・地域単位で青少年健全育成推進員を配置し、関係機関との連携を図りながら、非行型不登校少年への対応を行います。
担当課	生涯学習課・学校教育課

  

施策	少年愛護センター業務の充実
施策内容	少年の健全育成に関係ある各機関及び団体との連携協調を図り、指導活動を効果的に推進して少年非行の防止に努めます。 また、毎月第3金曜日を基準に各関係機関の方々が参加し実施している市街地の補導の充実に努めます。
担当課	生涯学習課・学校教育課